

公立保育所の役割について

(資料:1)

Q1. 公立保育所と法人保育園は同じなの？

A1. 同じ部分もあれば、違うところもあります。

	同じところ	違うところ	
		社会福祉法人 保育園	市町村 公立保育所
位置づけ	児童福祉法に定められ設置された保育施設	社会福祉法人の有する保育施設 (運営する法人や開所時期により差がある)	行政機関の一部である保育施設 (保健センター、担当課、幼稚園、小学校等との密な連携)
事業運営	児童福祉法(関連法)に定められた保育事業を行う (児童福祉法24条、35条)	市町村よりの「委託事業」として運営する (児童福祉法24条1項とそれ以下の条文)	市町村の保育実施責任の元に「直接運営」を行う (児童福祉法24条1項)
運営財源	役場に払う保護者の保育料金(応能負担)	「積算」で算出された委託費を受ける (入所している子どもの人数等に応じた額)	一般財源、「税金」により財源を確保する (子どもの育ちを平等に保障する、租税の再分配機能)
目的	市町村内の保育に欠ける児童の保育	運営可能な範囲内で、地域の福祉ニーズに 応える事業の運営を行う	法人園では対応の難しい、地域の福祉ニーズに 応える事業運営を行う
保育	児童福祉施設最低基準を満たした環境において 「保育所保育指針」の基本原則を踏まえ保育する	法人保育園の「理念」を基にしたの保育 (園毎に違い、変更される事もある)	市町村の「住民ニーズ」に応える保育 (入所世帯だけではなく広く住民意見が反映される)

Q2. 公立保育所全廃止で、市町村の保育責任(児童福祉法24条)はどうなるの？

A2. 保育の「実施義務」から、保育の「委託業務、支援、努力義務」へと薄れます。

第二十四条 1項: 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

2項: 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。* 以下7項まで、～要請を行うものとする。～支援しなければならない。～委託して保育を行わなければならない。～体制の整備を行うものとする。

Q3. どうして今回の「公立保育所の民営化」だけ反対なの？

A3. 今回の民営化が「公立保育所の全廃止」になるからです。

財源や運営主体の違いから、公立保育所は法人保育園では対応の難しい福祉ニーズに対する事が出来ます。介護保険制度の後追いで保育の制度も改変されており、「保育の直接契約」への移行が進んでいます。直接契約で市場化に向かう中、市町村に「公的保育責任」が残されている事が多岐にわたりとても重要になるからです。